

第十九回 参議院水産委員会會議録第十七号

昭和二十九年四月三日(土曜日)午前十時三十九分開会

委員の異動

四月三日委員愛知一君辭任につき、その補欠として秋山俊一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員

青山 正一君
森 八三君
木下 源吉君
石村 幸作君

委員外議員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
環境衛生部長 岡井 正男君
水産庁次長 岡井 正男君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 林 達磨君

説明員

水産庁漁政部長 立川 宗保君
水産庁生産部長 永野 正二君

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件
○水産政策に関する調査の件
(日露漁業協定に関する件)
(ひとてによる魚貝類被害に関する件)
(ビキニ被爆事件に関する件)

○委員長(森崎隆君) それではこれより水産委員会を開会いたします。

先ず理事の補欠互選につきましてお諮りをいたします。

去る三月三十一日秋山理事の委員辭任に伴いまして、理事に欠員を生じましたので、この際その補欠を互選いたしたいと思ひますが、これは前例によりまして委員長より指名することに御一任をお願いしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認めます。それでは理事に秋山委員を指名いたします。

○委員長(森崎隆君) それでは議題に入り。

第一に日程の順序を変更いたしましたので、日露漁業協定に関する件を議題に供します。説明員よりこの問題について中間報告をお願いいたします。

○説明員(永野正二君) 豫州との真珠貝漁業に關します交渉につきまして、從來もその都度御報告を申上げておるのでございますが、その後の経過につきましてこの際御報告を申上げます。

前回までの御説明で御承知のところでございますが、豫州側はその近海の大陸棚の上の真珠貝漁業を一方的に豫州の管轄に属せしめるために昨年の九月の十七日豫州の真珠貝漁業法の改正をいたしましたのでございます。これによりまして豫州側といたしましては一方的に他の国の国民及び他の国の漁船

に對しまして、この真珠貝漁業に關する限り豫州の一方的な許可制度に服せしめるというものを企圖いたしておるわけでございます。これに對しまして日本側といたしましては、その漁場が公海である限りにおきましては、当然そこに働く国民及び漁船は、その国籍の所屬しております国の許可により漁業をなし得るといふ見解をとつておりますので、そこに日本と豫州との間にこの問題に關する國際法の解釈について争ひがあるという段階はつきりいたして参つたのでございます。そこで日本政府といたしましてはその後直ちに十月の八日にこの問題を日露兩國の合意によりまして、國際司法裁判所へ提訴をするということにつきまして豫州側に申入を行つたのでございます。その際併せてこの國際司法裁判所の判決がありますまでの間につきましては、日露双方が別途な暫定的な合意を以て漁業をやつて行くという点について申入をいたしておるのでございます。これに對しまして、豫州側は十月の三十日に回答をよこしまして、原則として國際司法裁判所に日露双方が合意を以てこの問題を提訴するといふことに同意をいたして参つたのでございます。但しその同意には条件がついておるのでございます。この問題に關する國際司法裁判所の判決があるまでの間の日本漁業の操業の内容につきまして、兩國政府間に暫定的な合意が成立いたしますならば、これを条件として國際司法裁判所に共同で提訴を

するということに同意をして來たのでございます。従ひましてこの問題が國際司法裁判所の正式の舞台に出ます前に、暫定的な期間におきます豫州のあり方についての兩國の合意が成立するといふことが条件になつておるわけでございます。そうしてなお當時の話合ひの内容といたしまして、この國際司法裁判所にどういふ点の判決を求めるといふ問題、これは國際司法裁判所に對しまして、兩國政府が提出いたしましたところの特別合意書というものの内容になるわけでございます。この特別合意書につきましては、日本側が一応の案を出すが、それから實際の漁業の暫定措置と申しますか、判決があるまでの漁業のやり方についての暫定的な取極めについては、豫州側が案を出そうという話合ひになつておつたのでございます。これに基きまして兩國政府はそれらの案を同時に東京及びビキニペラにおいて交換するという取極めをいたしました。これに基きまして、年を越しまして本年の二月の十九日に日本側の特別合意書の案及び豫州側の暫定措置に關する案というものが同時に交換されたのでございます。これに基きましていよいよ暫定措置及び特別合意書につきましての正式な交渉が開始されたわけでございます。日本側といたしましてはこの問題を成るべく平和裡に合理的に解決いたしますために、この問題の根本的な解決は國際司法裁判所の判決に基いて解決して参りたいという根本の方針を持つており

まするので、それまでの間、徒らに豫州との間に事を構へることのないように、而も日本の漁業者といたしましては、戦争中及び戦後占領中の間は、この方面の漁場に出たい熱望な希望を持つておりましたにもかかわらず、その機会が見られず昨年やつと最初の出漁ができたのでございまして、今後この方面におきまして日本の漁業者が操業して参ることについて非常に強い希望と、又強い必要を持つておりますので、國際司法裁判所の判決がありましますまでの間におきましても、できるだけこの国内の漁業者の希望及びその必要を満足させますために、成るべく我がほうの立場を十分に取入れた暫定取極めというものを取極めたいというものが、根本の立場でございまして、先方といたしましては、この暫定措置に關する取極めが成立するという条件をつけまして、國際司法裁判所の提訴を同意しておる次第でございまして、この根本の方針にのせまして、このことを解決するために、どうしてもここ暫らくの間は暫定取極めにつきまして兩國政府の合意を得るという必要があるわけでございます。そこで日本側といたしましては豫州側の暫定措置の案をいへば、検討をいたしたのでございますが、大体大きな問題は二つの要点にあるのでございます。これらの詳細な内容につきましては、我々お申上げる自由を持つておらないのでございますが、大要を申上げますならば、第一の問題は、この暫

定取極めの期間中に、如何なる形式、如何なる手続によつて日本側の真珠貝採取が行われるかという手続の問題でございませう。この点につきましては豫州側はやはり国内法による許可を日本側が受けるという建前を要求するような立場にあるわけでございます。第二の問題といたしまして、日本側の真珠貝採取が如何なる規模において、又どの辺の漁場において行われるかという操業の実態の問題であるわけでございます。この操業の実態につきましても先方の案は必ずしも我が漁業者の希望なり、或いは我が日本政府のほうの考え方というものと一致いたしておらないわけでございます。従いましてこれらに對する日本側の対案というものを作成する必要があるといたしましたので、国内におきましていろいろと各方面と或る程度秘密裡に相談をいたしました結果、日本側の対案というものを作成して、これを先方に提出した次第でございます。これが三月の十二日にキャンベラにおいて先方へ提出いたしました次第でございます。日本側といたしましては、すでにだん／＼と漁期になつて来ております。勿論この真珠貝漁業の漁期と申しますものは、泳ぎ廻る魚と違ひまして、相當に弾力性があるのでございませうが、昨年四月の半ばに出漁をするという計画を一月延ばして、五月に延ばしたのであります。そろそろ漁期になつておるといふことは明らかであると思ひますが、我がほうとしましては、漁期の関係から成るべくこの暫定取極めを早く成立させたいというところで、東京及び出先において交渉をいたしておるのでございますが、先方のほうのいろいろの都合によりま

して、三月の半ば頃に我がほうから提出した対案に對しての回答がまだはつきりしておらないような状況でございます。今後我がほうは全力を尽して日本側の基本的な立場を成るべく貫き、且つ又國際的にも摩擦を生じないで、この問題を合理的に解決をする方向にという従来の基本方針に副つて懸命の努力をいたしたいと、こう考へておる次第でございます。一応従来の経過並びに現在の段階につきまして御報告申し上げた次第であります。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

○委員長(森崎隆君) 何かこれに關しまして御質疑がございましたならば御発言を願ひます。

長が後ほど出席すると思ひますので、その詳しい点については主務部長から申上げることになしまして、私のほうで大体大蔵当局と折衝した場合に、只今森先生から御指摘になったような、いわゆる国と府県の、いわゆる相対的の財政の調整に立つてのアン・バランスを指摘してまでの折衝はいたしておられません。御示唆によりまして、将来折衝する場合の重要な参考にしたしたいと思います。このヒトデ問題についての金融並びに助成の具体的な内容といひまして、仮に採取に要した経費という面を取上げても、人夫賃などにつきましては、非常に算定が困難であるし、又一府二県に亘るけれども、多少でございましょう。ずつと前いわゆる肥料が非常に少い場合に、ヒトデ、カシバン等の採取されたものにつぎまして、貴方幾らで助成をしたケースが過去においてございませう。やはり大体に亘り詰めたところ、採取せられたヒトデの量目に応じたものについて反対給付的な助成、或いは金融というようなことにならざるを得ん、かようなこととございまして、その内容等につきましては、先ほどお断わりしましたように、一つ主務部長が参りましてから御答弁をすることにいたしたいと思います。

○森八三三君 詳細に交渉の内容がわかりでないとすれば、主務部長が来られてから更に質問を継続したいと思ひますが、経費が幾らであつたか、要した費用がどうかというこの算定が非常に困難だからということでは私は話がおかしいと思ふ。それはあとで計算をすればいいことで、一体そういう措置を政策的にとるべきかどうかという基本的態度が先ずきまらなければいかんのである。それはともかくあととしまして、金があればもうすぐ、足らんけれどもやつてやる、多少につけてもやつてやるということでは、これはおかしい話である。先ず基本的態度というものをきめて、その上で計算をして見て、それは国家財政の都合もありまして、その率を下げるとか、上げるとか、ということがきまつて来るので、先に財布の勘定をしておいてから、それに基本的な態度がくつついて来るというものは、これは行政としてもおかしいことで、基本的態度を先にきめるにつけて、農林省は大蔵省にどういう態度でぶつかつておられるかお伺ひしたい。詳しい個々の具体的な折衝といひますが、基本的な態度は一体どういふ態度で臨んでおられるか。

○政府委員(岡井正男君) 只今御質問の基本的態度ということとございませうが、我々としてはできれば補助金と金融措置と併せて一つ災害対策に持つて行きたい、万々一助成という方法がどうしても困難な場合には、いわゆる金融措置によつて賄つて行きたい。かような考え方で進んでおるわけでありませう。

○森八三三君 ところが非常にまだ了解点に達しないのですが、農林省がこのヒトデによる被害というものは助成を講じて救済をしなければならんという性格のものだという態度に立つて交渉を進められまされる場合と、金融措置で始末がつけられるのだという考えで臨まれる場合とは、これは結果において是非に違つたものが出て来やせんか、それは金融をしてやつて、その金利が安いということと、間接的に助成をしたという結論も導き出されるということも考えられますけれども、今日非常に困つておる、殊に御案内の零細な業者が大部分、殆んど全部がそうだと言つてもいいと思ひますが、そういうことになると金融措置ということではなか／＼問題の解決は困難ではないか、やはり助成という、救済ということとが基本的な態度として堅持されて行くか、そういう感じが中心なのか、そういうのは財政上の都合が懸念からやまないので、金融でもちよつとやつておけばそれでお茶をにごせるといつたような態度で臨んでおられるのか、それどうなんですか。

○政府委員(岡井正男君) ヒトデの災害によつて、零細な関係漁民が生活にも非常に困るという点までを深めて考えるということになれば、相当金額もかさ張るし、又従来そういうようなケースが今までない関係もございませう。これは財務当局としても、そこまではとてよくついで行かないでよろし、こちらのほうの要求といひましたし、これは非常に地区に氣の毒で行くといふのは非常に地区に氣の毒ではあるが、若干いふゆる水産限的な考え方、いわゆる身懸な考え方、その点では例えヒトデを一応先ずなくしてしまひ、いわゆる種苗の具などは成るだけ急速に、適当な時期にそこへ植付けなければならぬ、次の生産がとまるといふことに相成りますので、その種苗をどうするかという問題になりませう。

○森八三三君 農の申上げたのは、金融措置をつけてやることは当然なことなんので、それによつて新しい次の生産が行われましても、それは次の生産が、生活をゼロにして存在するわけはないので、それは次の生活を維持するための生産なんので、今現に起きている過去における損害といふものは、今後の生産でカバーして行くということであれば、話はわかります。わかりませうが、そういう状態にある地方の農漁村といふものは置かれておらんのではないか、だから金融をつけてやつて、新しい次の生産が継続、維持されて行くようにしてあげるといふことは、これは当然なことであつて、それもやらねかつたのではこれは問題にならなかつたので、これは問題にならなかつたので、それすらもまだ解決いたしておらんといふことになる、それは重大なことだと思ふ。私の申上げておるのは、その起きてしまつたものを一体どう始末してやるかといふこと、お話をすれば金融の措置をつけて、次に行われる生産が進むことによつてそれで過去のマイナスもカバーして行けるの

だというお氣持のようには思ひますが、そういうような条件における金融といふものは一体できるのかどうか、恐らく今までのところ農林金融の實際から見れば、そのことによつて生ずる収益で、その融資に対する元利金を一定年間に払つて、その年間における生活が先ず最低限度に維持されて行くという条件の下に金の利率と償還期限といふものは決定されるので過去におけるマイナスをカバーして行くこととまで条件が緩和されて行く例は多く見ない。土地改良の資金等にいたしまして、そういうことだと思ふ。それから、今まで起つてしまつたやつは、自業自得でお前たちの負担だといふことでは、これは人為的に起つた、漁民の不始末で起つた損害ではなく、僕がこの前にも申上げましたように、不可避的な、最善の注意を払つておつても避けることのできなかつた一種の天災である。これはやはり公共団体が面倒を見てあげなければいけなかつた、こういうので、そこをばきり御主張なさらんと問題の解決にならなかつた。これはあとで主務部長来られればそのときもう一偏詳細に報告をして頂いて……

○委員長(森崎隆君) 今岡井次長から大体のお話がありました。更に一つ詳しく御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(立川宗保君) 先般もヒトデの問題について、当委員会においていろいろ事情を御説明申し上げたのでありますが、その後も役所のとつて参りました措置といたしましては関係の三県と緊密な連絡をとりまして、事態の推移とその後の各県の模様の打合せ、並びにその駆除措置についての実施機

関とそれから研究機関ともども、打合せをして連絡を緊密にするという協議会を開きまして、都合三回開いておりますが、連絡をとって参つております。それから學術會議におきましてこのヒトデの問題を上げて、そこでヒトデについての生息並びにその科学的な処理方法について研究をしてもらつておるわけでありまして、そこでその過程の中に、例えば新聞にも出ましたように、東海水産研究所でいろいろ研究をいたしておりますうちに、ヒトデについてビタミンB一二というものが非常に多分に含まれておる。これは担当の研究者が分析をいたしましたところが、余りにも多いので、実はびっくりして、これは非常に間違つたのではないかとやつともう一遍分析を直して確認をしたほどの量であつたと思ひますが、牛の肝臓の十倍のものを含んでおる。これは非常に希望の持てる発見でありますので、これを更に推し進めると如何にして量を抽出してこれを利用し得るかというようにことも処置をいたします。それから又ヒトデがとれまして、そのヒトデを取上げましてこれを処理をするということについて一番從來考へて実施されて参りましたのは肥料であります。この肥料化についても関係の肥料の担当者というふうな打合せをしまして、各県ともそういう肥料化についての促進の措置を図り、例えば先般も宮城県から千葉県のほうに肥料を是非買入れたいというふうなことで肥料を買ひに参りましたので、それを斡旋をしまして現地に行つてもらひました。その結果は私どもが從來聞いておりましたのは、地元におきましてはヒトデを貝殻でつて、

それを揚げる費用、人夫賃、油代、船の代金、それから又それを乾燥をするという費用は大抵十貫当り乾燥したもので三百円かかる。ところが肥料に売ろうと思つても大体肥料屋さんが今まで買ひに来た範囲内では二百円とか二百五十円とかいう程度にしか売れない。生で申せば生はいろいろ費用がかつておるのであるが、これは運搬費の向う持ちでたゞでなければいかん、こういうふうな状態であつたということ、非常に処置が困つておるといふ話もあつたのでありますが、肥料にもない得ないという話もあつたのでありますが、その宮城県のヒトデの肥料購入者の話によりまして、四百五十円で買おう、こういう希望でありまして、それじやコストが三百円でありまして、四百五十円までぐらひなら買えるというものなら非常に有望であるということで、これは現地に行つてもらつて話を進めてもらふようにお願いをしたわけでありまして。

さて先般も申上げましたその他の政府の措置について、先づ第一段として漁業権証券の資金化、これはその後も引續いて実行いたしております。それから財政の措置については、これも大蔵省の主計官とも相談をしたような状態でありまして、なか／＼その補助金といつたような恰好ではどうも難航をいたしまして話がよく進んでおりませんですが、昨日もさうなことをいたしたように、その後も引續き努力をすつと継続をいたしております。以上のようなことであります。

○森八三三君 その大蔵省と助成について折衝をされておる、農林省の水産庁の主張されておる要點、それに對し

て大蔵省が了承しかねるという理由、その詳細を一つお知らせ願ひたい。

○説明員(立川宗保君) 私どもが大蔵省に對しましてお話をいたしてあります要點につきましては、これはヒトデについては駆除をするために設備を要した。更にヒトデが発生をいたしましたために貝がいろいろ食ひ荒されて、今後非常に貝の生産量が少くなる。それで新しく稚貝を買入れてこれを播付けなければならぬ。その稚貝の購入のためにいろいろ費用が要する。更にヒトデの異常発生というものは今まで曾つてなかつた事態でありますので、いろいろ試験研究調査といつたようなものが非常に必要になるのであります。今後はもうこういうことは考えられることでありますので、この際に十分その試験研究調査というものを充実にして事態に備へなければならぬ。そういうことの中から例えば非常に有望な発見等も出ておりますが、こういう調査研究をやれば非常にいい結果も出て来るのであらうというふうなことで駆除、それから稚貝の播付け、調査研究という内容について、大蔵省に對して是非補助の措置を考へて欲しい、こういうことであります。

ところが大蔵省の大体の考え方と申しますと、例えば農産物に対する害虫駆除、農薬の補助というふうなものにつきましても、從來のやつておりました補助措置は二十九年度の予算によつてこれを非常に整理をいたしまして、新薬の研究とこれのテストという面においてはこれは考へるけれども、從來の補助措置というものは一切この際やめるといふようなことで、整理をする過程にも入つてゐる。そこで更に從來

の海についてのこういう病害虫の駆除措置といふことは、從來農産物のように恒常的に措置をして来たものではなない。その農産物についてすら二十九年度予算にはさうな措置を一講じられておるので、このような措置といふものが非常にむづかしい。そこでこれはほかの何らかこれに代るべき措置をとつてもらふといふようなことで措置をしてもらふ。或いは当該県において、県の問題として片付けてもらつて、いふようなことが現在精一ぱいであつて、これを國において補助金以上の取扱をするといふことは困難である、こういうことであります。

○森八三三君 困難であるといふことは、今前段にお話になつたように、農産物等に對して從來農薬の購入助成をしておつた。昭和二十九年の予算では、これは我々は政府のやつておる態度に對して賛成をしておるわけではなないであつた。意見はあります。が、政府としてはそういう態度をとつておるので、それに合せるという意味でヒトデの損害に対する助成といふものはできない、といふことは少し意味が違ふので、農薬の補助が打切りになつたのは、今後の補助について、政府は二十九年度で打切つてたけれども、今我々が主張しているのは、現に起きてしまつたやつの後始末をどうしてやるかといふところに一つ問題があるのです。起きてしまつた損害をどうしてやるか。それは漁民の諸君の不始末で起きた損害ではない。それは天災としてあきらめなさいといふことで措置ができない。こういうことなのか。財政上の財布の都合がいかにいふことなのか。それから検討してもただ事務當局の折衝だけではこの問題は解決ができません。一体大蔵大臣と農林大臣の政治的の折衝までやつたのかどうかといふことを千田委員からも御質問があつたように思ひますが、そういうふうな措置はその後相當な時間が流れておるのですが、行われたのか行われなかつたのか。その辺はどうなのですか。

○説明員(立川宗保君) 大蔵省に對しまして、私どもは話をしておりますのは、駆除費、只今申しましたように駆除費、或いは稚貝の播付け費といふ問題を取上げてやつてやつておりました、これによつて生じた被害の補償といふような恰好では話をいたしてございせん。そこで駆除費についての補助といふ問題について言えば、大蔵省の考え方を御紹介申上げれば、これは農薬についても、駆除費についてはこの際整理する。こういうふうなことになるから、そういうふうな全体の態勢でもある。かように考へるのであります。又大臣の話といふことでありますが、私どもはこれは事務當局としてこの問題を考へておりませんので、今申しましたようにいろいろ折衝を繼續しております。そこで問題が大蔵省に上げて解決をする、或いは大臣に上げなければならぬといふ段階に到達しておるという場合には勿論判断をしておりますので、なお我々のできる限りで努力して、その結果において適當な措置を講じたい、こういう工合に考へておる次第でございます。

○森八三三君 大蔵省が農薬の昭和二十九年度予算における補助金を大幅に減額したといふことを一つの主張に挙げておるようですが、農薬のは

うでも必ずしも全面的にゼロになつて
いるわけではなく、異常発生地区に
は或る程度の助成は残つております。
だからヒトデの発生被害というもの
が、農業に關する防虫害の場合にお
いて見る異常発生というに該当する
ものとすれば、そういう大蔵省の御主
張ならば、これはそれに該当するのじ
やないか。これは予算を御覧になれば
わかりますように、米麦に対する農業
の助成金は減りましたが、それは形を
変えて、農業の購入で保管管理をして
行くための金利、保管料というものが、
前年度に比べておおよそ三倍に増
額されておるのであります。形を変え
て助成は行われておるのであります。

二分の一補助という姿は成るほど退却
しましたが、形を変えておる。而もそ
の形を変えた二分の一補助というもの
も異常発生部分には残されるという
ことでありますので、ただ大蔵省が農
業についてやつたら、それに並べる
のだということになれば、ヒトデの発
生は病虫害における異常発生に相当す
るものであるということであれば、こ
れはもう大蔵省の御主張は当然助成す
べきものであるということに結論され
なければ一貫性が無い。異常発生では
ない、通常発生と見ていいですか。

○説明員(立川保君) これはたびた
び申上げましたように、東京湾におき
ましては、ヒトデの害というものは、
過去において発生したことはないとい
知をしておりますので、その意味にお
いて異常発生と、こういうふうにか
えるのであります。

○森八三君 水産庁は異常発生と確
認されているとすれば、病虫害の防除
に対する補助金の異常発生分は、たし
か今年においては五万町歩であつたか
残つております。だからそれを肩を並
べるといふ主張で行かんというなら
ば、肩を並べて、同じようにしてやる
という主張が当然なされるべき取扱
が偏頗だといふに私は理解する。
まあ事務的に折衝されて、妥結す
るようには御尽力を頂きたいと思つた
ですが、ただ荏苒と日を送つておつた
では、零細漁民の諸君のためにとる
ころではありません。この、適当な
きには、やつぱり首脳部の折衝に移
れるというところまで行かなければ、
今の国家財政の状況においてはなかな
か解決は困難だと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 立川君に、私、
一言お聞きしますが、これは一つの実
際の場合、例の漁船保険問題の質問
に對する大蔵大臣の答弁のときに、大蔵
大臣はこう言つておられるんですね。それ
ほど大切なものであると知りません
でした。それほど大切なものでありま
すならば、なぜ農林省ではもつと強く
大蔵省に要望しなかつたのでしうか。
か。余り強い要望がないものですか
ら、私のほうでは余り大したことはな
いと思つてこの整理法案の中に入れた
のでございまして、今更どうにもなり
ません。という大蔵大臣の答弁があつ
たのです。非常に私はこれは意外に
考へてゐる。それからヒトデの問題
で、現地に視察に参りましたときに、
現地の千葉県庁その他のかたへのお
話では、大蔵省に直接陳情いたします
と、そういう交渉は農林省から受けて
いない、初耳だといふ言葉を述べてい
るんですね。これは私すでに水産庁長
官から何回もこの問題については折衝

して、いろいろのことを聞いておりまし
たから、これは大蔵官僚のまあ一種の
偽りじやないかと思ひます。その
が、それをそのまま置いておきますと
癖になると思ひます。ですからもう一回正
式の交渉を開いて頂きまして、それも
併せて次の機会までに、何月何日大蔵
のほうでは誰が来た、主計官の何の某
しと何時間に亘つてこういう交渉をし
たが、そのときの返答はこうだつたとい
う様子を一つ書いてもらひまして、
それから農林大臣が大蔵大臣に對して
直接折衝した過程につきまして、はつ
きり記録に残して、それを一つ資料と
して出して頂けませんか。次の機会ま
でに一つお願ひいたします。これは水
産庁をいじめる意味ではなくて、やは
り今森委員が質問された通り、農作物
に關する病虫害の異常発生の場合とち
つとも要らないケースですから、その
間に差別待遇をするのであれば、差別待
遇をするだけの理由があると思ひま
す。それをばつきり我々として知つた
上で直接大蔵省にも交渉したいと思ひ
ますので、一つその折衝過程ですね、
どういふ理由で応じないかといふよう
なことにつきまして、一つ一応の折衝
経過報告書といふものでも出して頂
きたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 私もちよつと委員
長の言われたことを言おうと思つてお
つたのですが、先ほどの漁政部長のお
話にしまして、大蔵当局の考え方が
非常にローカルのものであるといふ
ふうについているといふことでありま
すが、これは農業方面におきまして
皆ローカルなものなんです。こういう
異常発生とか何とかといふものは全国
一画にあるものじやないんです。災害

にしたつてそんなんです。風水害にし
てもそんなんです。それでただ今度
ヒトデの害が千葉県の極く一部分とい
うわけぢやなくて、東京湾に面した沿
岸一面にこの害を受けておる。勿論厚
薄はありましようけれども、害を受け
ておるといふことであつて、極めて地
方的と言ひながらも相当広範囲なもの
であつて、大蔵省のそういうたような
答弁はむしろ詭弁に類するような感じ
が我々としてはするわけです。他の農
業関係と比較して考へて見た場合に、
そういう言ひ方はあり得ないと思ひ
ますが、只今委員長からもお話があ
りましたように、まあこれは漁船損害補
償の問題でありましたけれども、私の
質問に對して今言つたような答弁が大
蔵大臣からあつたわけで、私どものほ
うもびつくりしたわけです。大蔵省の
主計局等については予算の問題があつ
て、予算折衝のときにいろいろいた
つてられるといふようなことで、非常
に遺憾が私は水産庁にあるのじやない
かと思ひます。そういうことを遺憾す
るほど駄目なんです。強く突つ張
るほど勝たんです。遺憾すればするほ
ど押えつてられてすべてがいけなくな
る。私はこの間の大蔵大臣の話を聞い
たときにそういう傾向があつて、水産
庁は予算をより取らんものじやないか、
こういうふうな感じを深くし、又並居
る委員がびつくりしたわけです。そこ
で水産庁としましては、筋の通らんこ
とを持つて行つて言うのではこれはい
けませんけれども、筋の通つたことな
らば、これはもう強引に私はやるべき
だと思ひます。それでこの間も私はお
話したのですが、下のほうでばかり話
をしておつてけりをつけてはいけな

い。信念に基いてやるべきだと考えた
場合には大臣のところまで持込んで、
大臣同士の話合に持つて行けばこれは
私は解決する問題だと思ひます。他の同僚
委員からもそういう御説がありました
ように、一つこの問題につきまして
は、ただこの問題だけじやありません
けれども、この問題が一つのケース
となつて来るんですから、先々のこと
も考へて一つしつかりやつて頂きた
い。これは東京湾だけに起つた問題で
あります。今日各地で真珠の養殖事業なん
が盛んになつて参りましたが、赤潮の
害といふものも今までたび／＼例があ
つてゐるわけです。一つの湾が全滅す
るといふようなこともあるわけです。
そういうたような場合にも、これが一
つのケースとなつて何らの措置も講じ
られないといふことになれば、水産は
とかく従来非常に継子扱ひみたいな扱
いを受けておつたんですから、それを是
正する意味においても、この際一つ強
く主張してやつて頂きたいと思ひま
す。そのことを私から要望しておきま
す。

○委員長(森崎隆君) ほかにも御発言が
なければ、一応この問題はこの程度で
打ち切ります。

○委員長(森崎隆君) 次にビキニ被爆
事件に關する件を議題に供します。丁
度今神奈川県のかつお・まぐろ漁業協
同組合から、このビキニの爆発事件に
關連しまして、魚価の値下りとか、又
販売不能とか、その他これに伴う非常
な損害等につきまして陳情が参つてお
ります。この際同協同組合の組合長の

第十部 水産委員会會議録第十七号 昭和二十九年四月三日【參議院】

補償したかどうか、三崎におきましては神奈川県あたりは現状におきましては三千万円のい／＼な金融の途を講じている、併し政府においてそういう途を講じているかどうか。この点が非常に私が今心配とすることでありますが、水産庁においてそういう点を考えているかどうか、これは急速に的確にこういうことはしたのだからと思ひますが、そういう途を講じているかどうか。これは、先ほど申し上げました通り、直接の損害、或いは間接の損害もあると思うのであります。市価の暴落、こういう点も十分考えて貰いたいと思ひますが、こういう点について一つお聞きしたいと思います。その他国際折衝の上においてこれが十分に行われておるかどうか。それからもう一点特にお聞きしたいと思ひるのであります。生産者の関係は幾らか、この水産庁のほうで十分に骨を折る余地があるわけなんです。例えば低利の融資とか、或いはその他の金融の途を講ずる上において、非常に水産庁が力強く推進して頂けるだろうと思ひますが、例えばそういう漁商人、いわゆる産地仲買人、こういう方面の金融の途は一体どなたが講ずるのか、場合によればこれは通産省、例えば銀行の建前から言えば商工中金ですが、そういう方面からこれは途を知らなければいけない、こういうふうに考えられますが、これはどうしても農林中金とか、或いは農林漁業金融公庫、こういうものは勿論対象になりませんが、こういうたような金融の途は一体如何に講じてくれるか、その点について特に一つお聞きしたい。この三点についてお願いしたい

と思ひます。

○秋山俊一郎君 関連しまして……。只今青山委員からお尋ねになりましたが、それに関連しまして大体今度の原爆によつて生じた損害というものは、今お話のように非常に広範囲に亘つておるわけでありまして、このまゝ水産面から言えば主務官庁は農林省、水産庁である。水産庁がこれらの事態に對して一体どういう処置をしようと考えておるか。又は努力をしておるか、その根本の問題。従来からかような一つの障害と申しますか、損害事件に對しては先づ賠償の途を講ずるといふこと、それからこれに對する損害の補償とか、或いは補助金といふことが、そういうたようなものを出すとかいふことが、今回の場合に一体これらをおのの併用して考えておるかどうか、ただ数字だけ調査したつて目的がないのに調査しても一向はかどうらんと思ひますが、どういふ趣旨でやるか、どういふふうに今後これを措置せんとして行つてぶつたつたらこれは就かれてしまつたというのじやどうにもならんが、併しその根本原則をはつきり打立てて進まなければならんと思ひます。これを一つ方針をお伺ひしたい。

○説明員(永野正二君) 本日長官は衆議院の委員会のほうへ參つておりますので一応私から御説明申し上げます。一番最後に秋山委員からお触れになりました点から先に御説明いたしたほうがよいと思ひますが、この問題につきましては水産庁の根本政策というお尋ねでございます。この問題はひとり我々の問題だけでございせんので、これは政府全体各方面に對しまして関連を持つております非常に大きな問題でございます。従ひましてこれが対策、政府の方針をきままして迅速に行動いたしますためには、通常の事務の協議の方法によらないで、特に内閣にこの関係の官庁の次官を構成メンバーといひます協議会をこしらへまして、随時その各関係官庁の代表者が会合いたしまして必要な協議を遂げることでございまして、その会長として安藤國務大臣がなつておいでになると聞いております。この協議会におきまして、この問題に對する諸般の対策といふものが協議されるというわけでございます。これの一つの構成分子として申しますか、これの方針、指令に基きまして我々水産庁としては諸般の調査をし、いろいろな状況具体化をやつておるといふような状況でございます。そこで私もいたしましてはこの問題が起りました当初から、非常にこの問題は将来に亘りまして大きな問題になるといふような実情は心配をしておつたのでございまして、私も、私も当面最も必要だと存じました仕事は、この問題による被害と申しますか、我が国の損失を、諸般の損失をできるだけ軽減したいといふことであります。そのことは一つは漁業の關係がございまして、それからもう一つは、魚の消費の問題があるわけでございます。第一の漁業の点につきましては、今後の損害をできるだけ防止したいといふ点につきましては、どういふ措置をとつたかといふ点につきましては、我々としてはこの原子爆

発の実験自体につきまして云々することとはちよつと我々の立場から若干離れる問題でございます。これは別個の問題であると思つております。これが若し行われることが必要であるとするならば、それができるだけ日本の漁業にとつて影響の少い形において行なつてもらいたいといふことが根本の非常に大きな問題だと存じているのでございます。この問題が起りました当初から、その点につきましては、私も通じて折衝をしております。その詳細につきましては、むしろこれは対外折衝の部門でございますので、外務省が主管官庁になるかと思ひますが、私どもの考え方といひましては、この爆発の実験の行われまゝ場所アメリカ政府によりまして危険区域といふものが設定されたのでございまして、先ほど陳情者のお作りになりました図面には立入禁止海域といふ字が使つてありますけれども、これは立入禁止海域といふのは誤解でございます。これは実験の危険区域の指定でございます。又先方のアメリカ側の考え方といひましては、ここに全然日本の漁船が入つていかんといふような考え方はないようでございます。当該実験の行われます都度米政府としては十分なる被害の予防措置を講ずるといふことを先方は考えているようでございます。従ひまして我々といひましては、この実験によりまして日本の漁船の操業の場所なり、或いは操業の場所への往復航海なりといふものが障害を受けないように、い／＼な措置をとられることを

希望いたしまして、その点につきましては外務省を通じて申入をしなければならん、こう考えております。又その一部はすでに外務省から非公式であるかと思ひますが、アメリカ側に対して折衝が行われているというふうに聞いております。それから第二の問題といひましては、当面この実験が行われますために、一部の、第五福龍丸の事件を發端といたしまして魚に放射能がある。従つてその魚を食用に供することが人体に害があるのではないかと不安が起つたのでございまして、この問題は、これを放置しておきますならば、これは生命の危険の問題でもございまして、だん／＼不安に不安が重なつて思ひます。大きな影響を及ぼすような結果にもなりはしないかといふ点を私どもとしては憂慮いたしたのでございまして、又事態は実は我々の憂慮したような方向に動いて行つたようでありまして、これに對しまして私も外務省と御相談申し上げまして、個々の陸揚げされる港においてい／＼も放射能があまりはしないかといふような疑いのある船の出るごとにこれをつかまえて調査をして、有害な放射能がないといふことを確か検査した上で消費者の皆さんのほうへ魚をお届けするといふことが一番この心配を払拭するために適當な方法ではないかといふことで相談をいたしました結果、十八、九日頃からこの措置を急いでとつたわけでございます。この結果は、現在まで身体に害のあるような放射能があるというものは、第五福龍丸の漁獲物と、それからその後第十三光榮丸の漁獲物とい

う二件だけでございます。それ以外の漁獲物につきましては、いずれもガイガー検査をいたしました結果、身体にはいささかも害がないということが明瞭になつておりますので、引揚げて市場を通して出荷をされておるわけでございます。今申上げました二隻の漁獲物につきましては、これは一応心配がございまして、全部廃棄処分いたしましたわけでございます。勿論最初の第五福龍丸の漁獲物につきましては、一部、その問題の発端のときでございますので、トリスできなかつたものが僅かでありましたが、ございました。それ以外はこのごとく廃棄処分いたしましたので、現在消費者のほうへ渡つております魚につきましては、さういふ心配のないような措置をとつておるわけでございます。又このまぐろはアメリカその他へ輸出されておる重要な輸出品でございます。この輸出先におきまして放射能の危険というふうな悪い問題が起りますと、今後の輸出関係に非常に悪影響があると存じますので、この点につきましては厚生省のほうと御相談を申上げまして、各荷口ごとに輸出の際には厚入れの際に正確な検査をいたしまして、無害であるということがはつきりしたもののだけをアメリカのほうへ輸出するというふうな措置をとつたわけでございます。今後この方針によりまして、この不安が続きます限りは、できるだけ正確な検査によつてこういう消費の上の不安をできるだけ防いで参りたい、こう思つておるのでございます。

それから第三に、この問題によりまして我が国の各方面に及ぼした損失の補償なり賠償問題という問題でございます。この点につきましては、先ほど御説明を申上げましたように、各般の問題がございまして、それを一括して正確な結論を出すというのには相当な時日がかるのでございます。そこで私もといたしましては、当面最も急に迫られておる問題から逐次これは解決して参らなければならぬということには考へておるのでございます。すでにアメリカ側でも或る程度の補償の意思というものは明らかにされておりますので、我々としては当面必要なものから順次外務省を通して折衝して参りたい。又それが場合によつて非常に時間がかかるという場合には、先ほど申上げました協議会の御決定があらうかと、この考へておるわけでございます。以上が大体この問題を今後どう処理して参るかという点につきましては、その我々の考へ方でございます。

それから先ほど青山委員からお触れになりましたこの問題の損失の敏速且つ的確な調査及びこれに基づく補償という問題でございますが、この点は今申上げましたように、私どもとしては、出来るだけのこととしてはしておるつもりでございます。ただ先ほどお触れになりましたようなこの原爆放射能による魚の不安という問題によりまして、全国の消費市場にいろいろな波紋が巻き起り、そのためにいろいろな問題が起きておりますが、これの敏速的確な調査という点につきましては、実は私も最も苦心と申します。御承知の通り水産庁の機構といったしましては、なか／＼全国の消費市場におけるこれらの波紋の全体を把握するということは、非常に困難を極めた問題なのでございます。今後できるだけ努力をして参りたいと思つてゐるが、さういふ事態でございまして、まだ現在までこの間接的な被害はどのくらいである、これに對してどう処置をするというふうな結論は出ないでおるような状態でございまして、ただ各地におきまして業者の間で非常な経済的な困難があるというところは私どもも十分拝察をいたしておりますので、これらの困難につきまして当面必要な処置というふうな問題、例えば融資の問題というふうな問題、例えば融資の問題、私どもとしては個々の問題でできるだけ努力をして参りたい、さういふふうな考へております。先ほどお触れになりました取扱業者、仲買、その他の商人のほうの損失の問題はどの主管になるかという問題でございますが、これも水産庁といたしましては、当然一応責任をとつてお話を進めて参りたい、こう考へております。

○木下源香君 議事進行について。私ちよつと今よそに行かんなりませんので、安藤國務相何か正式に……次
○委員長(森崎隆君) 担当大臣……次回にこの問題を中心にして閣務相も……
○木下源香君 さういふように一つお願いいたします。
○委員長(森崎隆君) わかりました。
○秋山俊一郎君 簡単にちよつと伺いたい。つい阿三日前の新聞に、私は名前を忘れたのですが、アメリカのさういふ方面の担当の議員が、第五福龍丸は危険区域として指定した区域内におつたのだという発表をしております。これはその発表に至つた根本は、爆発の光を見てから六分後に爆音を聞いたということがあるので、それから推算して見ると、まさしくその船は危険区域内におつたのだというふうな発表をしておるようでありまして、これは水産庁ではどういふように考へておるんですか。私もまあ素人考えで見ますといふと、誰でもさうですが、殊に沖合で仕事をしておる漁夫がだしぬけにびかつと光つたものを見て、はあこれは原爆だと直ちに感じたかどうか、私はそれは非常に疑問だと思ふ。いろいろな場合によつちや稲光もありましようし、いろ／＼なこともあるだろうから、そこで、ああ光つたと思つてすぐに時計を見て六分後にボンと音がしたというふうな、何か、実験に立会つた人ならそれはわかります。ところがさういふような沖合で漁をしておる人が、きちんと、光つてから六分ぐらいたつたときに音を聞いたというふうなことではこれは非常に不的確なものです。それをほつてと割切つてその原爆の実験に行つておつて測つたようにその距離を測られたことは、私は正確とは言えないのではないかと、これは海上保安庁、水産庁あたりが先だつての確信を持つて発表されたものといふのは恐らく航海の位置等によつて出て来たのではないかと私は考へるので、その点はどういふふうに見ておられるか、それが一点と、それからもう一つ第十三光栄丸が最近又戻つて来たが、その持つて来た魚を廃棄処分しなければならぬといふことであります。したが、この船の位置は、最も近かつた位置はどれくらい離れておつた

か、この二点をお伺いしたい。
○説明員(永野正三君) 只今の第一の点でございますが、いろ／＼議論をされております。この根拠について詳細に承知をいたしておりますので、先方の申しておりますことについての批判は差控へたいと思つて、日本政府としましては、この第五福龍丸の遭難した位置というのにつきまして、は当時非常に問題を重大視いたしまして、実は十二分の検討をいたして調査をいたしましたのでございます。その結果、先般海上保安庁から発表された位置というものを調査をして出したわけでございます。これについては相当な根拠があるという自信を持つております。そのことはこの間も申上げたいと思つて、閃光を認めた位置は北緯十一度百五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一という位置でございます。なぜこの位置が出て来たかということにつきましては、丁度当日漁船長が天測をいたしてあります。又その天測をいたしてあります時間から申しましても極めて条件のいい時間でございます。その天測をいたしました、いろ／＼計算します計算の数値も残つております。
〔委員長退席、理事千田正君着席〕
従いまして機械が正確でございますれば、その天測による位置が正確でございます。そこで特に機械に誤差がないかという点までも詳細に調査をいたしまして、天測の六分儀にも多少の誤差もあつたようでありまして、その誤差によりまして更にこの天測位置の修正までも細かくいたしまして出ました位置でございますので、これは単にストップ・ウォッチで以て、見ながら

何分たつてから光を認めるという、そういうあやふやなものではありません。そういう相当正確な調べをいたしたものだというのが、我々といひしは確信を持つた位置でございます。

それから等十三光栄丸の航跡の問題でございますが、これは実は私共が航跡を持つて来なかつたのでございまして、本船の航跡については調査をして来ております。これが原爆実験当時の位置につきましては相当遠く離れておつたというふうには見ておりません。むしろ最近拡大された危険区域よりもなお一層東のほうに離れた位置ではないか、こう見ております。なお正確なことは、私共が求めて又この次の機会に申上げることになります。

○秋山俊一郎君 私共只今のお答えと同じように第五福龍丸の位置については日本の発表が正しいものであると考へておりますが、これはアメリカに對して補償を要求するという場合の大きな根拠になるものだ。従つて危険区域外にあつたのだということ、危険区域内にあつたということとは非常にアメリカ側としても、日本側としても非常に感じが違ふ。そこで日本の政府が調べたものが必ず正確なものであるということであるならば、そういうことをやはりアメリカのほうに通知して知らしめて、あなたのほうの考え方は間違つておりはせんかというのを向うのほうに申入れる必要は確かに私はあると思う。その点は一つ遠慮なしに外務省と打合せされて然るべき措置をとつて頂きたい。そうしませんと、これ

は問題が大変なことになる。来やせんかというのを恐れるのであります。それは危険な所へ入つてはいかんという所に入つて行つたのだからそれは仕方がないやないかと言つては困る。大體、危険だと言つてそこで危険な調査をすること自体にも我々疑問を持つていますけれども、ともかくも、予告しておつた所に入つて行つて害を受けたのだから補償の義務はないのだということになつて来ると、これは大変なことになる。その点十分水産庁から外務省のほうに申入れて頂きたい。私どものほうも又そういうつもりでいるわけですが、今後の、次の機会に外務当局にも来て頂いてさういつたようなことを要求したいと思ひます。

それから第十三光栄丸の位置につきましては、今正確な資料がないということでありまして、次の機会にでも伺ひたいのですが、我々の聞くところによれば、一千マイルも離れておつたということをやラジオか何かで私は聞いたのですが、若しも最も近い場所で一、千マイルも離れた地方において航海をして来た、或いは操業をして来たまゝうろが廃棄処分をしなければならぬということになる、これはとてもないこと、それじやどれくらい位置が安全かということになると見当がつかなくなる。こういう点も私はまあ今後の問題であり、更に又近くその実験をやるといふようなことを準備しておつたからいかにということの見当がつかない。二度も三度もこういうことになる、二度も三度もこういうもの、うろたへなくなる。これは非常な問題である。少くとも何カ月かというものは

魚が売れなくなつて来るのじやないか。そうなつて来ると、漁業者も参るが業者も参る。又消費者としても非常に不便を感じるということになります。で、これらの点については十分嚴重な調査をすることと同時に、アメリカに對しても、かような資料を送つて、一つ本當の危険区域はどれだ。この間も何か学者のお話によるというと九五%はあつたが、あとの五%がどうなつたかわからない、これは非常に問題だということも言ひましたが、勿論五%でも一%でも使われてはかなわない。この点はまあ我々としてはやめてもらふのが一番いい。やめられないとしても一つ最大の注意を払つてやつてもらふようにしなければならぬ。それでこの点は水産庁といたしましては、それらの資料を十分整理してさうして外務省と折衝して頂きたい。こういうことをお願いするわけでありまして、それから何か輸出用のまぐろの検査の方法、程度と、それから国内用のまぐろの検査の方法、程度というものが違つておるやうに何か新聞に出ていたということですが、その点は厚生省如何でございましょうか。

○政府委員(楠本正康君) 輸出まぐろの検査につきましては、何分にもこちらには物を売るほうの側でありますので、或る程度買入れるほうの側の要求も多少は入れてやらなければならぬ立場にありますが、アメリカ側と相談をいたしまして、その結果許される範囲のまぐろの検査の方法をとりまして検査をいたしております。国内の問題につきましては、要はこれは安全度で保証されればいいわけでありまして、私どももいろいろ専門家の意見等も

聞きまして一つの基準を置きまして、これに基きまして調査を、試験をいたして、その次第であります。従つてその間に若干の差はありますが、といつて国内のまぐろを極めてルーズに検査しておるというふうな意味では毛頭ございせん。なおここには確かに御指摘のやうに若干の矛盾の点もあつたので、目下引續いてアメリカ側と検査の方法については協議を進めております。

○説明員(永野正二君) ちよつと附加えて申上げたいと思ひます。秋山委員から御触れになりました第十三光栄丸の漁獲物の廃棄の件でございますが、この漁獲物の放射能の程度につきましては、これは厚生省もよく御承知のこととお話があるかと思ひますが、必ずしもこれが必ず食つて悪いというふうには確実な資料があるかどうか、そこには問題がございまして、事が国民の健康の問題でございまして、我々としては最も嚴格な見方で、これは一應廃棄したほうがよろしいという結論を出したわけでございます。それで、魚が泳いでおつた時分、或いはとられた時分にこの放射能があつたということではないというふうな私どもは確信を持つております。むしろその後の魚の取扱と申しますか、港に着きましてからその魚を船の中へいれる動きが、ほかの灰がくつついたというやうな原因によるものである。さうでなければ、ほかの漁船を同じやうな調査をしてありますが、この船以外には、勿論あれよりもつと近いところでは漁獲した魚等もございするけれども、このほかには一件として有害な放射能があるという魚はないのでござ

います。ですから、この魚の船内ににおける取扱にも多少の問題があつたのじやないかというのが我々の見解でございますので、念のために申上げておきます。

○秋山俊一郎君 ちよつとそれはおかしいですね。三崎なら三崎に帰つて来て、その船体の取扱とかいうことになると、三崎が危いということになりはしませんか。

○説明員(永野正二君) この船が、御承知と思ひますが、船体その他に灰が附着しておりました。そのための放射能があつたわけでございます。従ひましてその船の上で魚を動かしますと、例えば甲板を引きずつて魚を動かしますと問題はあつたわけでございます。その点は検査をいたしました厚生省のほうから御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 誤解があつてはいけませんので、私からはつきり一つお答えをいたしますが、当初このまぐろを数匹取出しまして、抜き取り検査をいたしました。これに對しましては明らかに有害と判断される程度の放射能を認められたわけでありまして、ところがこの船は船体、甲板或いはその他の物件等からかなり強度の強い放射能を証明し得たわけでありまして、併しこれは福龍丸等とは異なりまして、大體甲板、船体等をよく洗えばなくなるといふ、まあ判断をいたしました。そこでまぐろの問題でありまして、最初に取出しましたまぐろは未だ船体を洗わずに取出したまぐろであるために、或いは甲板等の危険物が附着したのではなからうか、というふうな疑問も生じます。そこで先づ当初その船体を嚴格

に洗ひまして、その後において更にまぐろを取出しまして検査をいたしたわけでありまして、従つてこの点から申しましてまぐろは三輪に着いてから汚れたというのではなくて、かねて汚れておつたということがはつきりいたします。なお船室の表層のまぐろと深い部分のまぐろを比較いたして見ますと、むしろ深いところにあるまぐろのほうが遙かに放射能を示すわけでありまして、この理由は何であらうといふ私の私ども研究をいたしたわけでありまして、この漁撈期が大体三月一日以降であつた関係で恐らく当初とつたまぐろは甲板等の船体が著しく汚れておつた頃にとつたもので、そのために汚れたのであらう。その後雨等が降つて船体が時間がたつて従つて若干その危険物が少なくなつて来る。その後とつたものは余り汚れなかつたのではなからうか。こういうふうな、まあ理解をいたしておりますが、この辺は那邊に原因があるかは別といたしまして、私どもといたしましては、これはまぐろの廃棄といふことは極めて重大な問題でありまして、あらゆる角度から間違ひがあつてはいけないといふことから慎重に検査を実施したわけでありまして、その結果最終的にこれは食用に適さないものだといふ判断をいたしたわけでありまして。

○秋山俊一郎君 今の御答弁は、私は何も三輪が危いと言つたのは、御説明がそういうふうな聞え方から、そういうふうな言つたのですが、船が汚れたといふことは沖において汚れたはずで、何も三輪において汚れたはずはない。従つて沖において汚れたといふことは、一千マイルが一番近い距離であるのと仮定いたしますね、この間危険区域は四百五十マイルも離れた。まだそれよりも大きかつたというのはいくらもわかりませんが、私の聞いたところでは一千マイルも離れたところを放送されておる。それはどの遠方においてすでに灰をかぶつたといふことであるならば非常に広い範囲に危険区域があるのじやないか、といふことを申し上げたのです。従つてその船が汚れていゝたといふことはそのときに船の上に灰が落ちたものであるか、或いは海水にまぎつて流れておつたものが一緒にデツキの上によつて、灰だけ残つたものであるか、そういうふうな、何か海水と空との関係であらう、いづれにしても一千マイル近く離れたところから危険であるとするならば、これは由々しい問題だと、従つてそういうところをはつきりしてもらいたい、どの辺までは危険だといふことをはつきりしなければ、これは第二、第三、第四といふふうな、こういう危険なまぐろが入つて来たら大変じやないか。

それからもう一つは、非常に大事をとつたといふことは結構であります。が、余り大事をとり過ぎて何ら差支えないようなものをとんど／＼廃棄するといふことは、廃棄するには金を出してやればいゝかも知れませんが、それが人心に及ぼす影響は大いではないかと、又廃棄された、又あつたといふことになりまして、いゝまぐろは食えんといふことになり、この点も十分注意されまして、大事をとるならもうまぐろを食わせないのが一番かも知れませんが、そういうわけには行きませんから、その限度は一つ安全だと思ふならば、その安全だと思ふ程度を出して頂かんと、ばん／＼それは廃棄するものもある、それ自体は恐ろしいといふけれども、商売の影響は恐ろしいものです。その点も厚生省としては十分考へておられるでしょうが、特に私はそういうふうな感じますから要望する次第であります。

○政府委員(楠本正康君) 第二点の御質問の、私どもが安全慎重に扱つたと申しますのは、そのまぐろが果して食用に供し得るか否かといふことを極めて慎重に判断したものでありまして、従つて安全、大事をとつたといふ意味は、ただちよつと見て放射能があつて、それで捨捨ててしまふといふようなことでは今お話のような結果になりますので、私どもとしては、慎重とまではできるだけ、どこから見ても間違ひのない判断をするという慎重さといふ意味のことを申し上げておる次第でございます。勿論その結果危険のあるものとなつたものと見分けまして、慎重にこの廃棄処分すべきものはする。一方かような措置をすることが、むしろ國民に対して不安を除く結果でもあらうと存じます。現在市販されておるものは、皆もう立派なものなんだ、危険なものは逐次厳格な検査の結果廃棄されておるんだ、現在市販にあるものは、むしろこれこそ安全なんだ、こういう反証にもなると思ひます。これらの点につきましては私どもかねて、お聞き及びの通りラジオ或いは報道機関等を通じて、その趣旨の徹底に努めておりますが、何分にも國民の側にむしては必要と思はれるような恐怖心さえ生れまして、その結果私どもの折角の努力が却つて実を結ばず不安がられるといふことは、むしろ私ども当局として

では甚だ遺憾でございます。そこで今後とも引續いてこのまぐろが安全であるといふことを國民に徹底させると同時に、各港における検査を、只今申上げました趣旨で徹底させる所存でございます。

○理事(千田正君) お諮りいたしますが、只今同僚石村議員から委員外発言を求められておりますのでお答えななければ発言をお願いしましてよろしくでございますか。

○理事(千田正君) それでは石村議員。

○委員外議員(石村幸作君) 今日水産委員会委員の諸君が非常に熱心にいろいろ御検討中でありまして時間も大分迫つておりますので、そこで委員外質問を許し願つて誠に有難うございました。時間もありませんので、又委員諸君から大分突つた御質疑等がありまして、簡単に二、三一つお伺いをしたいと思つております。

この三輪の光栄丸、先ず第一番にお伺いをしたいことは、光栄丸の積んで来た一万貫に近い魚を昨日放棄した、廃棄したと承つております。実は私は昨日現場も視察して参つたのです。が、そこで厚生省の部長さんにお伺いしたいが、あのまぐろが放射能を検査された結果今幾つ御説明がありました。が、あの程度で本當に人体に危険がある、食品衛生上からこれは不適格だと、この御決定になつたさうであります。が、聞くところによりますと、この放射能の数字と言つていいでしょうが、百以下はいゝ、百以上は危険だ、といふふうなことを聞いておりますが、果して昨日放棄した魚の検査の数値はどういふふうになつておりましたか、承りたいと思ひます。

次に第一点の御意見でございますが、どの程度まで安全であるか、その判断としてこの第十三光栄丸等がどの位置を通つて来たか、なおそれよりも近い距離にあつたものがあるんではないか、こういうふうな点になりまして、一体どういふ点を以て危険といふか、こういう問題になるのですが、これは極めて重大な問題であります。現在未だかような原爆によりまして、どういつた空気中、或いは海中の影響が出るかといふことははつきりいたしません。そこで私どもといたしましては、目下委員会を設けまして、これらの環境衛生上の調査を研究をいたしておりますが、ただここで従来としましていろいろな情報或いは検査の結果等を総合して考えて見ますと、これは只今お話のように船体に灰がかつてその後には漁獲されたために、例えば漁獲具或いは船体その他機械物がまぐろに附着したものと判断をいたしております。

なお然らば何によつて船体が汚れるか、これは勿論灰によつて汚れるわけですが、この点は今までの私どもの調査の結果から申しますと、恐らく風向その他の関係で運悪く灰にかつたものと考へております。従つて必ずしもその距離その他の関係なく風向の関係で灰がかつて来たといふふうな今のところは理解しております。併しこれらの点につきましては当初お断り申上

それから第二点は、厚生省で相当も
うこの問題については御研究になつた
ことと存じますので、例えば昨日廃棄
したと、それが百以上であつたと、こ
う仮定いたしました、これが百以上だ
つたらどういふふうな人体に影響があ
るか、ただ危険だとかというばんやり
した話でなく、どういふふうな、それ
を食べたらどういふ結果になるか、そ
ういふようなことも伺いたい。

それからもう一つ関連いたしまし
て、この廃棄をさせた場合に、これを
命令でなく廃棄されたいというよう
な文書を交付されたようですが、それ
ほど危険であると断定されたものを廃
棄されたいという希望のような文書
を出したのにはどういふわけか。

それからこの廃棄をさせる場合には一
万貫という莫大な金額になります。
その大損害を顧みず廃棄させるとい
う文書を出され、これが命令であるか
要望書であるか、今文書ではつきりし
ませんが、そういう場合に当局として
はその結果としてどういふ損害に対
してその当時どういふお考えをお持ちに
なつておられたのが、その損害をどう
いふふうにして補填してやるかという
ような点で一つのお考えがなければな
らないと思うが、それを一つ今日伺
いたいと思います。

○政府委員(楠本正康君) 最初の第一
点のこのまぐろの検査の結果どうい
う成績が出たかと、こういう御質問であ
りますが、後ほど資料でお示しを申上
げたいと存じますが、私どもが現在聞
いておきます、私が資料の記憶の範囲
におきましては一〇%以上が百五十
以上を示しておつたと記憶をいたして
おります。なお一体百以下ならばよく

で、百以上が悪いかということは無
断定はできません。百以下でも悪いも
のと私どもは考えております。併しこ
の辺は何分にも今まで一体かような放
射能のあるものを口にしたというよう
な例は実験上でも、或いは実際上は前
古未曾有の例でありまして、従つて何
らかような研究はございせん。併し
ながら私どもが従来放射能等を研究
いたしておりますことから考えまして、
これらのものはすでに御承知のように
体内に入ると必ず臓器、殊に骨その他
に沈着をいたします。従つて私どもは
少量の放射能も体内に入つてこれが沈
着するといふことは必ず支障あり、か
ように判断しなければならぬわけ
であります。

それから次に一体体内に入つた場合
にどんな害があるかといふ問題です
が、これらは人間については未だ先
ほど申上げますように、何ら研究は
ございせん。併しながら動物実験等
の後実施いたしておりますが、動物実
験等をいたしますと、これは極めて重
大な障害が動物体内に各所に醸し出
されます。実は灰の微量を鶏その他に食
べさせて見たのでありますが、これら
の結果は極めて重大な臓器変化を来
すわけでございせん。これらの関係
から見まして第一の御質問に遡ります
が、やはり放射能が証明されるものは
廃棄すべきものだと思つております。
なお御程度、私ども専門的な立場で申
上げますと許される範囲というもので
ございせんが、これらは何分にも未だ
全く新しい事態でありましてこれら
の点につきましては目下先ほど申上げ
ました委員会の手を通じて嚴重に研究
を進めております。

次に第三の廃棄命令で、この廃棄
の問題でございせんが、これは御指
摘のように私どもは廃棄命令を出して
ございせん。と申しますのは、当然
これは廃棄命令を出すべき性質のもの
であります。ところが現在の食品衛生
法の建前は、不良品を発見した場合に
対してこれを扱う営業者に対して廃棄
命令が出せる建前になつております。
私どもはこれらの生産者、これを法律
では採取業者と言つておりますが、生
産者に対しては廃棄処分を出せないこ
とに規定されております。これはまあ
強いて言へば法律の或る意味の欠陥
かも知れせん。併しながら他の条文
に、何人といふこともかように汚れた
ものは、衛生上危害ありとわかつたも
のは販売してもならないし、或いは貯蔵
してもならないし、人に譲渡してもな
らないといふような規定がございま
す。これは国民一般の義務であります。
国民一般の義務として誰でもかような
ものを販売したり、譲渡したり、陳列
したり、貯蔵したりしてはならない、こ
ういふ規定をしてございせんので、明
らかに条文に触れて来るわけでござい
ます。併しこれは実態行為としては何
ら販売したり、人に譲渡したりするこ
とのできない品でありますから、従つて
それを根拠をいたしまして命令では
ございせんが、これはどうせどこにも
出せないものだから廃棄してはどう
うか、こういう強い意思表示をいた
したわけであります。従つてこの点を
法律的に見ますれば廃棄処分と同様に
効果のあるものと私どもは考えてお
ります。併しこれは法律の不備と申し
ましようか、法律の建前の問題を申上
げたいわけでありせん。

それから第四番目に、これら廃棄
処分によつて受けた損害、これは第五
福丸の場合と同様であります。これ
らのものにつきましては、当然米価
から何らかの形によつて補償されるべ
きものと確信をいたしております。な
おこれらにつきましては外務省等にも
かねて当初から話し合ひをいたして
おりますが、この点はおおむね了承
しておる次第であります。但しこれら
の損害額の積算その他につきましては
私どもよくわかりませんので、これら
は水産庁にお願ひしてこれらの額を積
算することになつておる次第であり
ます。

○委員外議員(石村幸作君) 今の廃
棄命令の文書は命令でない、そういう
法律に規定してある範囲内で、どう
いふ微温的なものを出した。併し効
力に同じような意味だ、こういうふ
うな御説明でした。併し最初は勧告
するといふような文書で出されて、
地元から強く言われて、せられない
ことになった。先ず成るべく命令で
なくやわらかい、どつちかという
と生産者が自発的に廃棄したとい
うような態度が持つて行こうと努
めたような態度があるように見られ
るのですが、その間に余りこれを厚
生省が強く命令的に廃棄させると、
そのあたりの始末に責任があるとい
うような、その責任を多少なりと
り逃れようかと、こういうふうな
気があつたことではどうですか。

○政府委員(楠本正康君) 政府が
検査をいたしまして、これは食料とし
て適さないと判断した以上は、当然
政府の責任において勧告したわけで
ございせん。ただ法律にないことを
命令したところではそれは命令とい
う根拠がないから止むを得ず第四
条の適用をしたわけで、まあ第四
条というものは、できる範囲の
条文の適用をいたしたわけであり
ます。

なことは、これはもう政府がやつ
たことなから、政府の責任において
検査し、方針も立て、飽くまでこれ
は政府の責任において勧告したわけ
で、ただ法律にないことを命令した
ところではそれは命令という根拠
がないから止むを得ず第四條の
適用をしたわけで、まあ第四條
というものは、できる範囲の
条文の適用をいたしたわけであり
ます。

○委員外議員(石村幸作君) まう
一つ水産庁にお尋ねいたしますか、
危険立入禁止区域、これはきまつ
ています。ところが、今日の被害の
状況を見ましても、開くところによ
ると一千マイル離れたとか、九百
マイル離れたとか、そうするとこの
範囲内は危険区域といふことに自然
見られるわけ、立入禁止区域と現
時的にここに現れた危険区域と、こ
ういふふうな区域についてどうお
考えになりますか。

○説明員(永野正二君) 先ほど
も申し上げたのでございせんが、現
在アメリカが航路告示をいたして
おりました、それを水産庁と漁業者
のほうへ連絡をいたしております。危
険区域でございまして、その危険
区域で実験が行われる際にはな
お被害が一般の船舶に及ばないよ
うに十分なる予防措置をとらねば
ならないといふ建前で私どもは考
えておるのでございせん。今の
お話は、その水域以外もつと遠い
所でも被害があつたではないか、
それを危険区域にするのかどうか
といふ点であるかと思つてござい
せん。私どもとしては今後この実
験が行われる場合に被害の予防に
十分なる予防措置がとられること
及び

その結果なお且つ被害が生じたという場合には、その被害について合衆国政府において十分な補償をされることとすることを要求したいと考えております。

○委員外議員(石村幸作君) いろいろお聞きしたいけれども時間が切迫しているからやめますけれども、被害の損害、これについて水産庁としては当該役所として相当お考えになつておる、又厚生省でも今の二人の説明で相当の御覚悟を持つて、確信を持つて被害が補填できるという確信を持つておやりになつておる。こゝまでわかりました

が、併しアメリカから補償を得られるまでが、これは外交交渉その他で相当な時日を要する。そうするとそれまで、これは生産者にしろ、販賣業者にしろ容易に持ちこたえができません。これが実情でありますので、当該の官庁においては一つそれまでの融資なり何らかの救済の方法を講じてやらなければならぬというお考えが当然あると思ひますが、又そういうふうな点をお考えを頂いておられますか、これは水産庁、それから今の魚商については先ほどもお話があつた通り、通商産業省の中小企業庁とかいろいろな方面でありまして、それが、それに關連して厚生省が今の廃棄処分のようなことを直接おやりになつた、そうするとそこにはやはりそういうふうなお考えも出て来ると思ひますから、一つその点を簡単に伺ひたい。

ばならないと私どもは考えておりますので、政府関係の協議会にそういう方針で話し合いをして行きたい。こう思つております。

○森八三三君 今厚生省におきまして、放射能の人体に及ぼす危険なり、被害の程度についてはないが、動物についてはあるということであれば、その実験から身体に及ぼす被害はどんな程度のものであるかということ、これはわからなければならぬはずなのに、それもわからぬというのが一つ、それから第二点に、現在の法律では命令がでない、だから相談的なような文書を出した、これは法律的にはそうかも知れないが、若しそうだとすれば、そういうことを法律的に措置できる準備をされておるのかどうか、それが第二点。それから第三点はこれは水産庁でございしますが、アメリカのほうと折衝をしてということではこれは問題にならぬのです。こんなことは日本政府の責任で、少くとも今厚生省のおつしやつたように、政府の責任で法律の關係上相談的な文書を出したのだけれども、実質的には廃棄命令だ、同時に損害補償がなされなければこれはおかしいと思ふ。そんなことは当然なことなんですから一緒にくつつけてやるべきで、それをやるのが、アメリカに要求する日本政府の交渉は、これは当然前からの責任だと、既成事実を作るといふ意味から言つてこれは勇敢な直にどん／＼やつてもらわなければ、向うと相談をして査定するということ、これはおかしいと思ふ。この三点を伺ひたい。

人体にどんな害があるかということ、実験的にはこれは初めての例でありますから当然わかりません。ただ動物の体内におきましては、これが特に骨その他に沈着したしまして、血液に大きな支障を来して来るものが明らかになつております。従つてこれらの点から考えますと、放射能の附着しておるものを食べると、やはり臓器に変化を起すという考え方は当然のこととあります。ただそんな証拠を見せろと言われまして、これは何分初めての例でありますから、この点はまだ不明のことであります、こういうことを科学的に申上げたわけでありまして、それから次に先ほども申上げましたように、私どもとしては当然政府の責任において検査し、政府の責任において悪いと判断した以上は、これは当然廃棄命令を出したところとす。併しよりどころがありせん。そこで一応はそれに準ずるような意味で、他の条文を引張り出して許される範囲の処置をとつたわけでありまして、そこでこれは明らかに法律上に一つの欠陥があると言へば言えます。ところがこれを改正する意思があるかどうかという問題であります、これは当初実は私どももいたしまして、採取業者、生産者に対しては廃棄命令等が出せるようにしたかつたのであります、これはむしろ全体の生産計画に対して支障がある、例えば百姓が大根一本抜いて来た、ところがその大根に寄生虫卵がついていた、これが廃棄処分をされたらかなわんと、こういうようなことから一応生産者に対しては廃棄命令の出せない仕組にしてございまして、なおこの点は十分研究をいたして見ますが、生産

から次の段階に、販売の段階に移ります。すまじには、いろいろな過程をとつて販売の段階に入ります。従つて物によればその段階できれいになるものもあり得るわけでありまして、例えば大根に寄生虫卵がついておりましたも販売するまでにきれいに洗つてしまえば問題はない。ただ生産者だけを取締りまして、販売に至るまでの過程において汚される例は幾らもあります。要は私たちが販売の事態に入る直前の姿が大事故でありますから、かような措置を講じてございしますが、これらの点につきましては、なお今後農林省とも相談をいたしまして、善処したい所存でございします。

○森八三三君 そんな寄生虫卵と放射能と一緒にされては實際ナンセンスだ。そんな感覚でやるから問題が變になつてしまふ。これは未だ曾つて経験しておらない、寄生虫卵と一緒に比べて御議論されるのはどうですか。本當に動物実験をやつて、どの程度かは僕には知りませんが、そんなもので直ちに生命の危険にならぬということであつても、それが時の経過と共にそういう状態になるとすれば、これは立法措置をしなければこれはおかしいですよ。そういうものを措置してそれできちんと政府の責任で始末をして行くといふことがアメリカに対して要求して行く非常に大きな根拠になるのですよ。そんなことにばや／＼してもらつては困る。それは怠慢ですよ。寄生虫卵と放射能と同一に並べて議論されておるのはおかしいと思ふが、どうですか。

○政府委員(橋本正康君) 例はおつしやるように切実でなかつたかも知れませんが、併しこの点は放射能だけを今度命令するということでもできませんので、かような類似のものに皆さような措置を講じるように法律を改正することにつきましては、恐らく水産庁、農林省のほうにもいろいろ御意見があると思ひます。ただその点は只今御答弁申上げましたように、関係各省と十分連絡いたしまして態度をきめたい、こういう所存でございします。

○森八三三君 僕はこの問題はほかのものとは違ってどうというのじゃない。放射能というものを具体的に取上げてそれだけの措置を急速に講じなければおかしいと思ふ。ほかのものと並べてやる、その間は命令がでない、命令がでんから何らか政府が責任を回避するといふふうに見えるのは業界の人は非常に不満だと思ふのです。それだけを取上げてやるべきことは当然なんです。つまりその点の立法措置はできると思ふのです。でん筋はちつともない。具体的に一つのものを捉えて措置ができんといふことはないので、から、急速にそういう措置を講じて命令を出すそのことは、政府が反動的に責任を持つのであつて、業界諸君も安心のできるようにやつてもらわないと、今石村君が言われたように補償がしてもらへるのかわらないのかからん。而もその措置が政府のほうでは命令と同様の効果を持つておる相談だから、当然政府で責任を持つておると言ひながらちつとも持つておらない。その点ちつともわからない。

○説明員(永野正二君) 只今森委員の御質問にございしました廃棄された魚類に対する補償の問題でございします、が、私どもはこの魚を廃棄処分にする

ということをきめます際に、同じような考え方でその点は特に政府部内として念を押した上でこの措置をとっております。従いまして当然政府の責任において補償しなければならぬという建前で、政府部内で相談いたしてやつたのであります。

○森八三三君 補償をしなければならぬと考えておるのでは問題にならん。実施してもらわなければ、とつて来た漁師の諸君はそれを売って生活するので、それから、そうして次の油を買って行くわけだから、補償してやらなければならぬと言われても、補償してもらわなければ、死ぬですよ。それは生活できませんよ。

○説明員(永野正二君) 御意見の通りでございますので、ただ補償をやるということになりましたと、予算その他の手続が必要でございますので、そういう関係を今後急速にとり進めて参りたい、こういうふうに考えております。

○森八三三君 予算を伴うことはこれは当然なことですが、予備費というものもあるし、措置をしようと思えば措置のできることはない。どうも聞いていると、アメリカのほうに聞いて見て、幾らの損害かということが双方の話が合わないという、あとで日本政府がかぶることになる、責任になる部分があるのじやないかというふうに聞えるのです。そんなだらしないことでは困るのです。日本政府の責任で予備費を使おうと、何しようとかん／＼やつて、これだけ出しましたから当然お前のほうの責任でよこせ、こういう強い態度でやつてもらわないと、どうも聞いていると相談して、値踏みをした

上でというふうに聞えてかなわん。これは強く要望しておきます。

○青山正一君 先ほど永野生産部長からお話の、全国の市場事情を調査するのはこれは大変だから、せめて六大都市の市場だけでも一つ調査の対象にして進んで行つて頂きたい。それから今森委員からお話のあつたその補償の方法ですね、非常に私どもが考えて見ると、非常に緩慢な方法じやないかと思うのですが、これを先ほども申上げた通り、早急に何とか考えて頂きたい。例えば今まで水害の問題にしまして、或いは冷害の問題につきましても、そういうものは自然的な現象であつて、政府のほうで補償の途を考えたおつた。併しこのビキニの問題に関する限りは、これは人間の作つたもので、これはそれ以上に補償を当然やらなければならぬというふうに特に考えております。この二点の希望意見と、それから第三点にはただ取調べたり、或いは検査したりするだけのことじやなしに、国民の栄養的な見地からいろいろな人口問題とか、或いは食糧問題の面においても特に必要なんです、この厚生省におきましても、或いは水産庁におきましても最近まぐろのおかげでいよいよかさばるかあじに至るまで値下りをしていけるわけなんですから、一つ厚生省或いは水産庁の権威のある魚類はどし／＼食べて頂きたい。こういう宣言を一つやつて頂きたい。こうすることによつて日本の栄養的な関係も解決するわけなんです。ただ検査するだけのことじやなしに、そういう方面にも一つ特に力を入れて頂きたいということを特に念願いたします。

それから水産委員長にお願いいたしたいことは、これは当然立法措置を講じなければいかんと思ひます。近い機会におきまして厚生委員会なり、或いは水産委員会あたりで一つ焼津なり、或いは三崎、或いはその他学者とか、そういう方面の者も一つ証人なり、或いは参考人として喚問して頂いて、これは国際的な重要な問題でありますからして、そういう方面に一つ働きかけて頂きたいということを特別にお願い申上げて私の希望意見といたします。

○理事(千田正君) 青山委員又森委員、秋山委員等から当局に向つて種々要請がありましたので、各関係当局といたしまして十分委員会の要望を御了解されて、この次の委員会には又時間を十分とりまして、論議を尽くしたいと思います。

なお私最後に一点だけ水産庁に申し上げますが、只今森委員の御質問に対してそれ／＼水産庁からも、或いは厚生省からのお答えがありました、どうしたならば安全に操業できるかという点について、これはなか／＼御答弁できないようであります。先般のいわゆる合同委員会の際に各権威者が言うことは、今手がない、ただ併し漁船に測定器を据付けておけば或る程度被害を免がれるのじやないか、こういう中泉博士その他の権威者からの話がありましたが、こういう面も十分そういう測定器を漁船に据付けて、危いと思つたならば直ちに避難する、或いは漁獲したものに對して処置を講ずる、こういうような方法も或いは考えられないう点はないと思ひますので、そういう点は十分にその権威者との間に慎重に研究されて、如何にして操業できる

か十分今後研究して頂きたい。

参考人のかた／＼に申上げますが、さつき永井試験所長から資料が相当お揃いのようでございますので、お差支えなかつたらこの委員会としては十分にこの問題を審議して行きたいと思ひますので、参考資料としては是非委員会に御提出願いたいと思ひます。

本日は大分時間がたちましたので、これで散会したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(千田正君) 散会いたします。
午後一時三十六分散会